

闘争との結合は特殊の重要性を持たせられることとなる。
 以上の根本的原則に立つて、現實に、我國被壓迫階級層を租税戦線と動員し、帝國主義ブルジョアジーに對立闘争せしめ、闘争を勝利あらしめるが爲めには尙二三の考慮を必要とする。

累進的所有課税のスローガンを掲げるとき我國に於ては小農、中小營業者或は下級所得者を敵の陣營に移行せしめる危険性を持つ、何故かならば参考表五の示す如く現行租税制度の下に於ては我國所有税は徒らに「租税の負擔を他の階級に轉嫁することの出来ぬ」階層に重課されてゐるからである、こゝに免税點を高める要求を掲げて所有税の累進重課を叫ばなければならなくなる。更に所有税をして大資本家に薄く脱税を容易ならしめてゐる點は所有税の決定に無産者代表を加へず、ブルジョアのみの四層半式審査を法定してゐるからである。所得調査委員選舉を一定の所得税納税者に限定してゐる（所得税法第三十一條）が如きはその適例で、吾々は此の鎖國主義を打倒しなければならぬ一方土地所得に對する賦課が極地的に輕度で、新課税獲得が困難である一面の理由は「地租並にその附加税の外土地に對して課税することを得ず」（地方税制に關する法律

一條）の規定が存するため、從來吾黨は間地税庭園税の如き土地に對する新税を地方税中に加へてゐたが、吾等はこれらに土地増價税と均しく中央税制に加へるのを適當と認める。

最後に吾等は本文中に財産税の文字を使用しなかつた。何故ならば吾等は名目を重んぜず實質を執るからである。財産税も税率輕ければ収益税となり、税率重ければ所得税も實質的財産税となるからである。

實行方法

- 一、右決議を大衆に徹底して大衆運動を組織すること。
- 一、右決議を具體化した案を以て支配階級に叩きつけ、濱口内閣打倒に合流せしめること。

參考表一

イ、總預算と統計豫算
 一、總預算支出用途別（昭和四年財政單位子圖）經濟部臨時部計
 皇國費 四、五〇〇
 國債費（國債整理基金繰入） 二、八四、五八八
 恩給及年金 一、四二、二二五
 行政費 七、二一、七〇三
 補助費 一、二一、五四六
 軍事費 五〇、一三三

參考表二

一、稅收計入皇國明細表（單位千圓）
 明治三年（決算） 大正二年（決算） 昭和三年（預算）
 實數 比例 實數 比例 實數 比例
 總計 1,000.00 100 1,000.00 100
 課入總計 1,000.00 100 1,000.00 100
 國債部 1,000.00 100 1,000.00 100
 租稅 1,000.00 100 1,000.00 100
 印紙收入 1,000.00 100 1,000.00 100
 官業及官有財產收入 1,000.00 100 1,000.00 100
 免許及手数料 1,000.00 100 1,000.00 100
 雜收入 1,000.00 100 1,000.00 100
 大藏省預金部特別計より繰入 1,000.00 100 1,000.00 100
 教育基金繰入 1,000.00 100 1,000.00 100
 朝鮮總督府特別會計より繰入 1,000.00 100 1,000.00 100
 臺灣總督府同上 1,000.00 100 1,000.00 100
 教育改善及農村振興基金同上 1,000.00 100 1,000.00 100
 臨時部 1,000.00 100 1,000.00 100
 官有物拂下代 1,000.00 100 1,000.00 100
 雜收入 1,000.00 100 1,000.00 100

B、軍需費割合比較表（一九二七年國庫支出に對して）

合計 一、七七三、五六七
 日 本 二二七 フランス 一七 伊 利 三三
 英 吉 利 一四 北米合衆國 一九 ドイツ 七
 C、我國軍需費（中央地方合計）と社會事業費（昭和四年度）
 軍需費 1,330,666
 内務省所管 81,150
 道府縣支出 1,049,216
 計 1,330,666
 社會事業費（昭和四年度豫算） 3,565
 内務省所管 166
 同上 166
 同上 134
 同上 76
 同上 96
 同上 115
 同上 社會事業調査及獎勵費 3,565
 道府縣支出 7,753
 計 7,753
 D、統計豫出
 一般會計豫出豫算額 1,681,060
 特別會計豫出豫算額 3,352,526